

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年6月30日

気象研究所長 小泉 耕

1 当該招請の主旨

本業務は、気象研究所が運用している水中グライダー（テレダイン・ウェブ・リサーチ社製スローカム G2）による海洋観測を適切に遂行できるように、運用支援を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有する法人（以下、「特定公益法人等」という）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- （1）業務名 水中グライダー運用支援
- （2）業務内容 気象研究所が運用する水中グライダーの運用支援を実施する。
- （3）履行期限 令和3年11月12日

3 業務目的

科研費新学術領域研究「ハイブリッド海洋観測：黒潮続流域の循環変動とその大気・生物地球化学への影響」の一環として行う水中グライダーによる海洋観測を適切に遂行することを目的とする。

4 応募要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

水中グライダースローカム G2 による海洋観測を行う上で必要な専門知識と技術を有し、適切に監視・運用を行うに十分な技術力を有すること。

- ① 水中グライダーによる海洋観測の一般的な原理を理解していること。
- ② 海洋観測データ等の数値データ処理方法の基礎を理解していること。
- ③ Linux オペレーティング・システムに関する基本的な知識を有し、リモートアクセス (ssh, sftp 等) による Linux コマンドの実行やファイル操作等の基本操作ができること。
- ④ 気象研究所設置の Linux サーバーへのアクセス用に固定 IP アドレスを用意できること。
- ⑤ プログラミングに関する基本知識を有していること。(必須ではないが、プログラミング言語 Python の基本的な使い方を理解していることが望ましい。)

(3) 守秘性に関する要件

本業務の実施によって知り得た研究上の情報は、監督職員の許可を受けた場合を除き、利用又は漏洩してはならない。

(4) 業務執行体制に関する要件

水中グライダーの監視・運用を適切に実施する業務執行体制が整っていること。また、水中グライダーの状態をつぶさに監視し、異常を検知した場合には迅速に報告し、指示に従い適切に対処できる業務執行体制が整っていること。

5 手続き等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒 305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課用度係長 綿井 正典

電話 029-853-8565 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒 305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所気候・環境研究部 第四研究室主任研究官 遠山 勝也

電話 029-853-8683 F A X 029-853-8728

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 3 年 6 月 3 0 日から令和 3 年 7 月 2 0 日まで (1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 3 年 7 月 2 1 日 1 6 : 0 0 まで (1) に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但し A 4 版とする)、別紙「参加意思

確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（事前に（１）へ連絡を入れること）すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

（４）応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

（５）応募要件を満たさないとされた理由の説明

- ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。

（６）その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は、5（１）に同じ
- ③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- ④ 4（１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も 5（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- ⑤ 詳細は説明書による。